

夫婦同氏制度に関する2021年最高裁大法廷決定を批判するとともに、立法府に対し改めて選択的夫婦別氏制度の導入を求める会長声明

第1 事案の概要及び最高裁判所大法廷意見

2021年6月23日、最高裁判所大法廷決定（以下、「本決定」という。）は、夫婦同氏を強制する民法750条と戸籍法74条1号について、婚姻の自由等を保障する憲法24条に違反するものではないと判断し、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載した婚姻の届出を不受理とされた事実婚の夫婦の不服申立てを退けた。

夫婦同氏を定めた民法750条については、2015年12月16日最高裁判所大法廷判決（以下、「大法廷判決」という。）において、直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められないとして、憲法24条違反ではないと判断されていた（ただし、憲法24条違反だとする4人の裁判官の個別意見が付されている）。本件では、夫婦同氏制の憲法適合性判断が再度大法廷に託されたことにより、最高裁による違憲判断が出されるのではないかと期待されていた。

しかしながら、本決定法廷意見は、大法廷判決後の女性の有業率の上昇等の社会情勢の変化や、選択的夫婦別氏の導入に賛成する者の割合の増加その他国民の意識の変化、2016年に行われた国連女性差別撤廃委員会による日本政府に対する三度目の是正勧告等を踏まえつつも、それは先の大法廷判決の判断を変更すべきものではないとした。さらに、夫婦の氏についてどのような制度をとるのが立法政策として相当かという問題と夫婦同氏を定める規定が憲法24条に違反して無効であるかという憲法適合性審査の問題は次元を異にしているとして、大法廷判決をそのまま踏襲し、合憲の判断をした。

第2 選択的夫婦別氏を認めないことは憲法違反であること

- 1 もとより氏名は、個人の尊重、個人の尊厳の基礎をなす個人の人格の一内容にかかわる権利であるから憲法13条により保障されるものである。改姓は、望んで行う場合は別として、アイデンティティの喪失に加え、個人の識別を阻害し、結果として、変更前の氏名に紐づけられていた当該個人に対する信用や評価が損なわれる等の重大な不利益をもたらす。旧姓使用が拡大したとしても、人格的利益の喪失という本質的な問題を何ら解決しないし、これらの不利益を凌駕する利益をもたらさないどころか、ダブルネームの使い分けの負担の増加や管理コスト

が増大するなど不合理な結果も生じさせる。先の大法廷判決において、旧姓の通称使用が公的場面においても拡大していることが合憲性を裏付ける一つの根拠として指摘されたが、むしろ旧姓を利用する場面が広がることにより、夫婦同一の「氏」を名乗るといふ社会的な必要性が認められないことが明らかになっているといえよう。

現行制度下において夫婦同氏を婚姻の要件とするという制約を課すことは、夫婦同氏にならなければ結婚できないのであるから、婚姻の自由の直接の制約になっていることは明らかである。そうすると、夫婦にとっては、自身が氏の変更をする側になるか変更をしない側になるかにかかわらず、自分または相手の人格の一部を否定し、かつ婚姻が維持される限り夫と妻とが人格的利益を同時に共有することができないことを前提とした上で婚姻の意思決定をせよというに等しい。両当事者がいずれも氏の変更を望まない場合、本来なら両当事者の自由で平等な合意、意思決定によってのみ成立すべき婚姻であるにもかかわらず諦めざるを得ないとの事態も生じさせる。

よって、民法750条及び戸籍法74条1号は、憲法24条に違反して無効である。この点は、宮崎裕子裁判官と宇賀克也裁判官の共同反対意見においても、同趣旨のことを述べて夫婦同氏の規定は憲法24条に違反するものと指摘しているところである。

婚姻の自由（憲法24条）に対する制約の合理性が否定される以上、最高裁は、各規定が憲法違反で無効となることの効果として、夫婦各々の氏を記載した婚姻届を受理するとの最終判断を示したうえで救済をすべきであった。本決定法廷意見は、最高裁の憲法の番人としての職責にもとると言わざるを得ず、批判を免れない。

- 2 また、婚姻の際、女性が氏を変更する夫婦の割合は約96%にも上っているため、女性側に氏を変更することの不利益が偏っており、性別による不平等が生じていることは明らかである。この点について、国連女性差別撤廃委員会からは、民法750条が女性に対する差別的法規であると非難され、2003年から2016年の間に日本政府に対して是正勧告が重ねられてきた。注目すべきは、先の大法廷判決以降の2016年に三度目の是正勧告がなされたことである。しかし、政府は指摘された問題に対応するための法改正（民法750条）を検討するとの説明に留まり、立法機関である国会は法改正をしないまま放置し続けている。しかも、放置するにとどまらず、2020年に発表された第5次男女共同参画基本計画では、第4次男女共同参画基本計画まで記述されてい

た「選択的夫婦別氏制度」の文言は削除され、「夫婦の氏のあり方に関する具体的な制度のあり方に関し、さらなる検討を進める」という表現となり、むしろ後退した。この間、社会では選択的夫婦別氏を望み容認する声が日に日に強くなり、女性活躍を推進する方向に急激に動いてきたが、政府及び立法府の動きは鈍い。

第3 改めて選択的夫婦別氏制度の速やかな立法を求める

もはや先延ばしは許されない。

当会は、これまでも、夫婦同氏の強制（民法750条）が憲法第13条、第14条及び第24条に反するものであることを指摘し、是正を求めてきた（2016年1月20日会長声明）。国際的にみても、民法制定当時と異なり、夫婦同氏を強制する法制度を残すのは日本の他にない。

当会は、改めて、政府および立法府に対し、民法750条を改正し、望む人だけが改姓し望まない改姓が強制されない選択的夫婦別氏制度を導入する立法を速やかに行うよう、強く求める。

2021（令和3）年10月22日

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀